

単 価 契 約 書 (案)

沖縄県公営企業管理者企業局長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、乙が次の浄水薬品を甲に納入し、
甲が買い受けることについて、下記の条項により契約を締結する。

第 1 条 この契約の要項は次のとおりとする。

(1) 品名及び契約単価

	品名	単位	契約単価(円)	うち取引に係る消費税及び地方消費税 (円)
1		Kg		

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条第 1 項の規定並びに地方消費税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(2)品 質 購入仕様書のとおり

(3)契 約 期 間 自：令和 3 年 4 月 1 日
至：令和 4 年 3 月 31 日

(4)納 入 場 所 購入仕様書のとおり

(5)納 入 量 1 回の納入量は甲の要求した数量とする。

(6)契約保証金

第 2 条 乙は前条第 3 号の契約期間中甲の発注のあるごとに、その都度甲の指定する日までに契約対象浄水薬品 (以下「薬品」という。) を納入するものとする。この場合、乙は納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

第 3 条 甲は、薬品の納入を受けたときは、直ちに乙の職員の立会のもとに検査をおこなう。

2 検査の結果不良品が有るときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格した時は、甲は、直ちに受領し受領書を乙に交付する。

4 役人の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

第 4 条 前条第 3 号の受領の前に生じた薬品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

第 5 条 乙は、納入の際、その責に帰すべき事由により、甲または第三者に損害を与えたときは、その責を負わなければならない。

第 6 条 乙は、毎月 10 日までに前月に納入した数量に対する代金の請求書を第 1 条第 4 号の管理事務所別に作成し、甲に送付するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払い請求を受理したときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。但し特別の理由がある場合にはこの限りではない。

第 7 条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに薬品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。

2 前項の願い出は、納入期間までにしなければならない。

3 甲は、第 1 項の願い出を成登と認めたときは、これを承認し、第 8 条の違約金を免除することができる。

4 乙は第 1 項の場合でも他から同等品を入手して甲の業務に支障のないように供給するものとし、それに伴う契約外の一切の費用は乙が負担するものとする。

第 8 条 乙の責めに帰する理由により納入期限までに薬品を納入することができない場合は、乙は甲に対して違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、遅滞日数に応じ、売買代金に対し、年 % を乗じて得た額とする。

第 9 条 甲は、必要があるときは、納入薬品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格の著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ、契約単価の変更を行うことができるものとする。

第 10 条 次の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(1)乙が物品の納入に着手すべき期日を過ぎても物品の納入に着手しないとき。

(2)乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(3)乙が物品を粗雑に扱い、又は物品数量に不正な行為をしたとき。

(4)甲が行う物品の検査等に際して、職員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(5)全各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙が甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は甲にその損失の補償を求めることができない。

4 乙は、前条第 1 項に規定する中止期間が 3 か月以上に及ぶときは、甲と協議のうえ、契約の全部又は一部を解除することができる。

第 11 条 この契約の締結に要する費用及び薬品納入に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

第 12 条 この契約の履行について生じる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第 13 条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年制令第 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第 14 条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、薬品の供給条当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第 15 条 乙は、この契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）を守ものとし、もし、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第 16 条 その他この条項に定めのないものについては、別添仕様書によるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 3 年 4 月 1 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県公営企業管理者
企業局長

乙